

## 被災者生活再建支援制度についての申し合わせ

被災者生活再建支援制度について、各都道府県は下記の事項について申し合わせる。

### 記

- 1 大規模災害発生時は、特別の国の負担により対応すること、また一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域を支援の対象とすることを国に求める。
- 2 支給対象については、支障事例から明らかになった制度と実態の歪みを解消するため、拡大する方向で検討することとし、そのためのワーキンググループを設置する。ワーキンググループでは、支給対象の拡大範囲、支給額、支給拡大に伴う財政負担、自助・共助・公助のバランスについて検討する。
- 3 現行制度における被災者生活再建支援基金の規模を600億円にすることとし、各都道府県は追加拠出を行う。また、一度の災害発生で、基金が大幅に減少する可能性があることから、基金残高が一定減少した場合には再度追加拠出を検討するものとする。
- 4 引き続き、被災者生活再建支援制度について課題の認識と共有を行い、議論を深め、必要な制度の見直しと地方財政措置について国に働きかけていく。

平成30年7月26日  
全 国 知 事 会